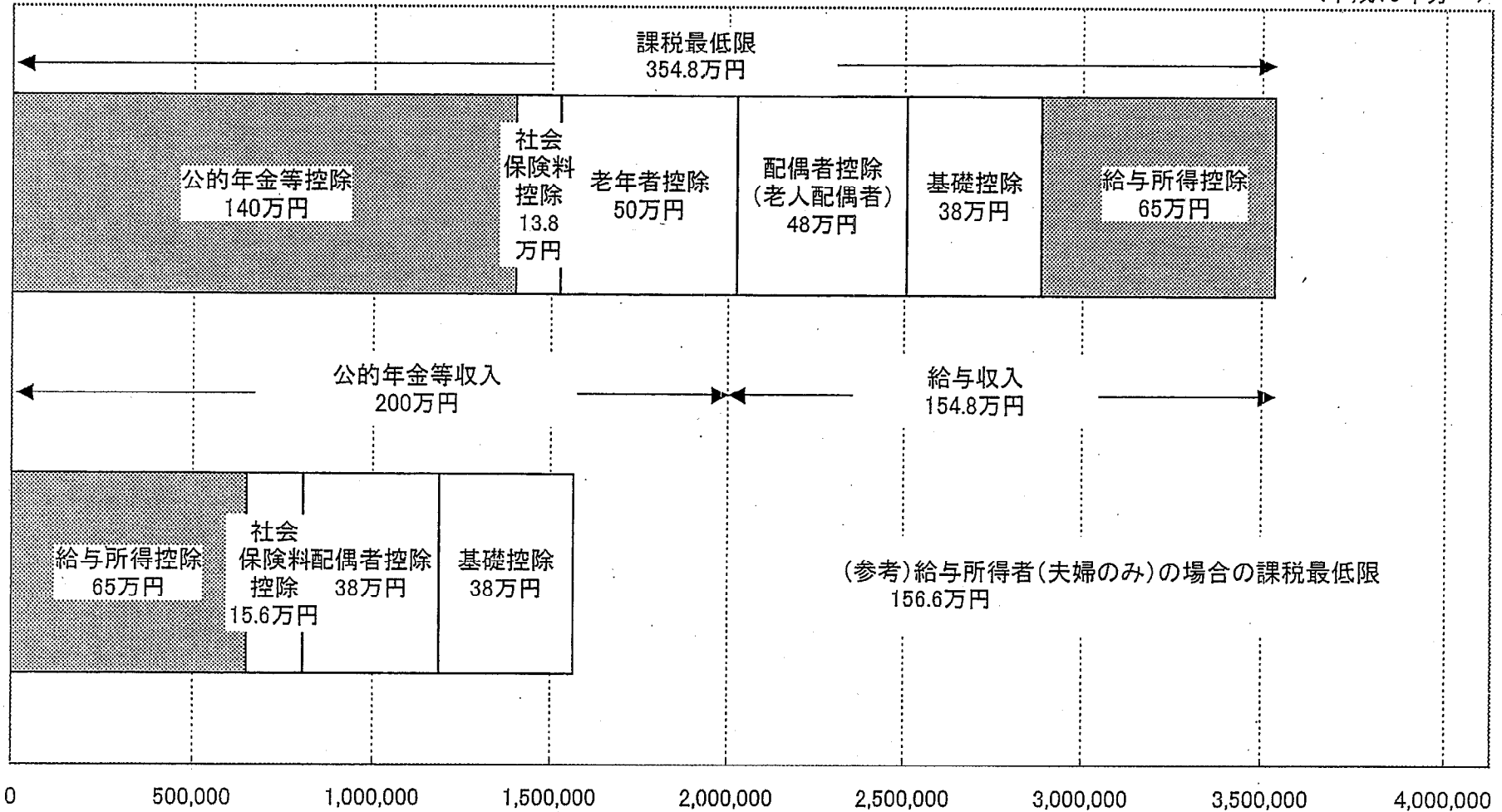


公的年金等受給者(65歳以上)が給与収入を得ている場合の課税最低限(イメージ)

<平成16年分～>



[個人住民税関係]

上記の場合における個人住民税の課税最低限は、336.6万円(公的年金等収入200万円+給与収入136.6万円)であり、給与所得者(夫婦のみ)の場合の個人住民税の課税最低限は145.5万円である。

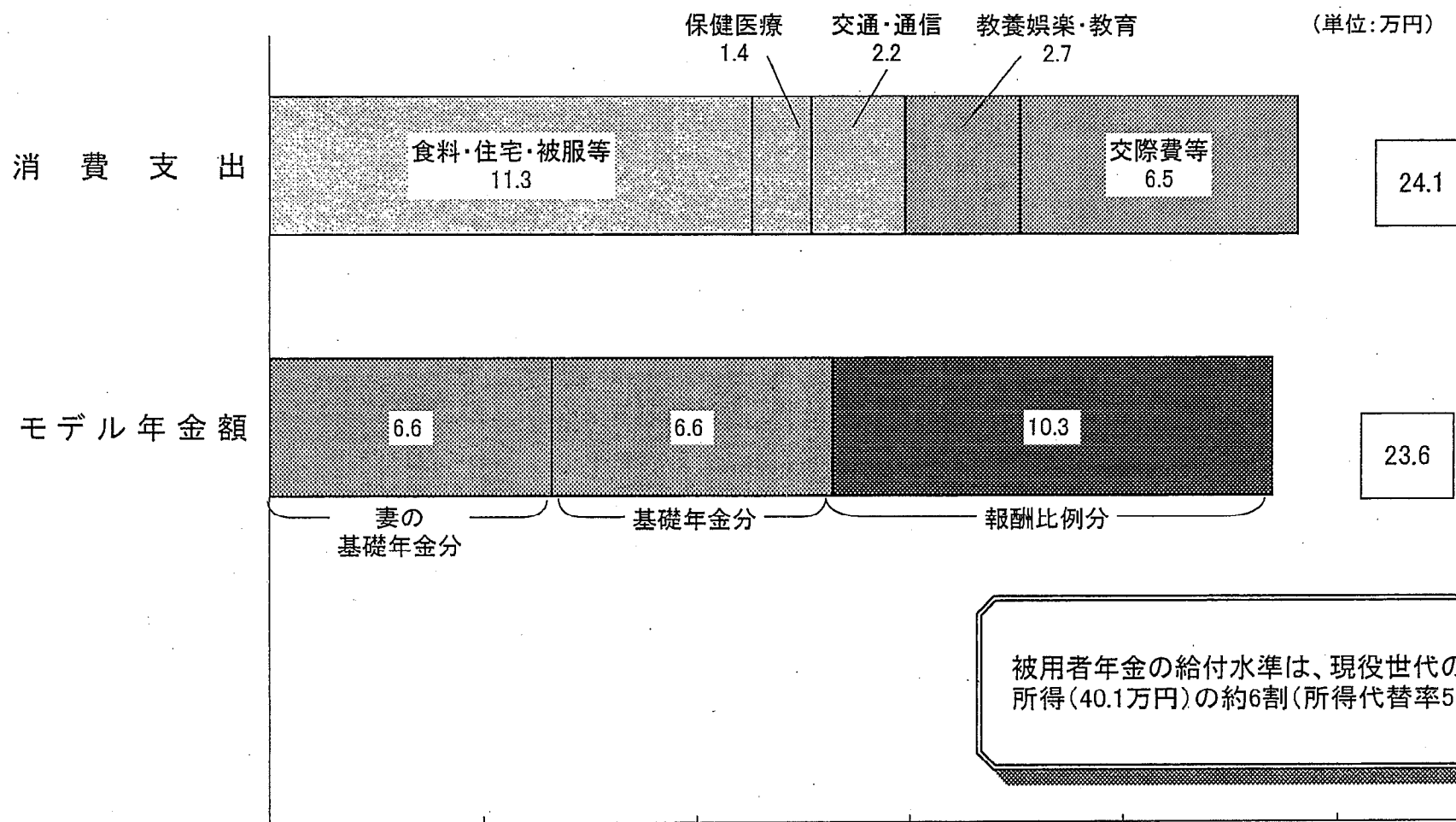
(注) 1. 配偶者特別控除(上乘せ部分)については、平成16年分の所得税及び平成17年度分の個人住民税から廃止される。

2. 公的年金等収入の200万円は仮置きである。

(参考) サラリーマンの標準的な年金額(夫婦のみ、40年加入、妻専業主婦)は次のとおり (15年4月現在)

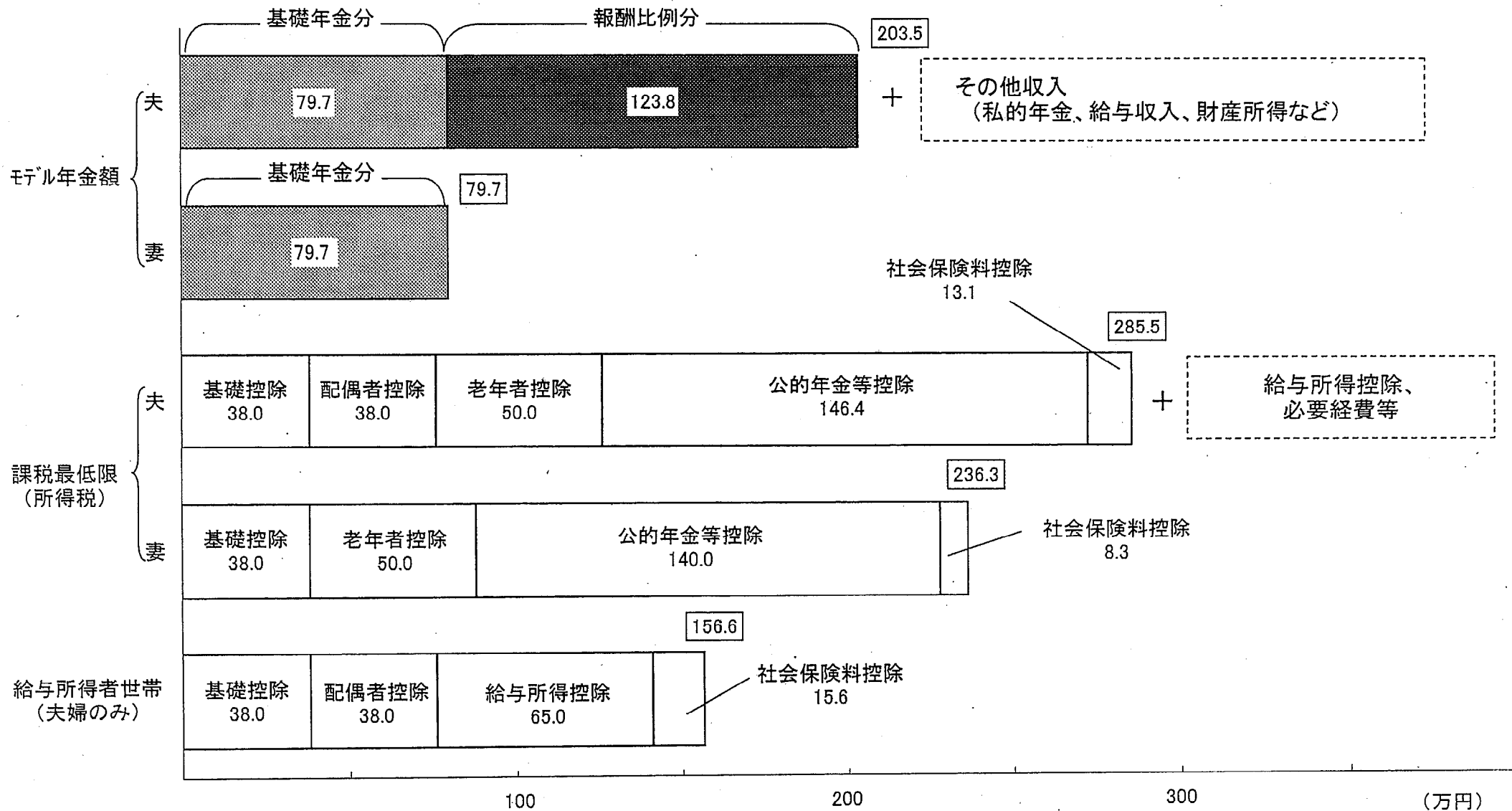
・本人	月額17.0万円(報酬比例分10.3万円+基礎年金分6.6万円) × 12月 = 203.5万円	} 計 283.2万円
・配偶者	月額6.6万円(基礎年金分) × 12月 = 79.7万円	

高齢者世帯の消費支出とモデル年金額（月額ベース）



- (注)1. 消費支出は、「平成13年家計調査年報」(総務省統計局)の高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみで有業者のいない世帯)の数値である。
2. モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦(妻は専業主婦)の受け取る年金額(15年度物価スライド実施後)。加入期間が短い場合や年金の繰り上げ支給を受けているなどの場合には実際に受け取る年金額はこれより低くなる。なお、実績では、平均年金額(老齢年金)は、基礎年金で5.5万円、厚生年金(基礎年金含む)で18.0万円(いずれも新法分、男女一人平均、平成12年度)となっている。

老 齢 年 金 (モ デ ル 年 金 額) の 場 合



(注) 1. モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦(妻は専業主婦)の受け取る年金額(15年度物価スライド実施後)である。
 2. 年金受給者の課税最低限については、夫・妻とも65歳以上の者として計算している。